

■コンサルティング報酬規定

当社が紹介した求職者を採用決定し、当該求職者と求人企業との間に契約が成立した場合は、コンサルティング料金として当該人材の年収の**35%**（消費税別）を求人企業にお支払いいただきます。

なお、入社後3ヶ月以内に明らかに応募者の責により解雇された場合、または自己都合により退職した場合、受領したコンサルティングフィーのうち、下記の金額を貴社に返還いたします。

1ヶ月以内で退職した場合	コンサルティングフィーの80%
1ヶ月超え3ヶ月以内で退職した場合	コンサルティングフィーの50%